

地域生活支援拠点等を整備しました

有明圏域(玉名市、荒尾市、長洲町、南関町、和水町、玉東町)では、障がいのある人の障がいの重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等の整備を行いました。これは、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

次の機能を担う事業所と行政などが協力して支援の体制を整えていきます。

- ・相談支援
- ・体験の機会・場の提供
- ・緊急時の受入・対応
- ・地域の体制づくり
- ・専門的な人材の確保・養成

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

令和2年度介護保険料を暫定賦課します

介護保険料は、町民税の課税状況が確定する7月に、その年度の保険料(確定賦課)を決定し、通知します。保険料が確定するまでの間(4月から6月)は、暫定的に前年度(平成31年度)の所得段階を参考にして保険料(暫定賦課)を決定し、4月に通知します。

皆さんにご負担していただく介護保険料は、介護保険制度を支える大切な財源となりますので、皆さんのご理解をお願いいたします。

※今まで特別徴収(年金から天引き)されていた人は、令和元年7月に通知した納入通知書兼特別徴収開始通知書に令和2年度の保険料が記載されています。

問 福祉課 介護保険係 ☎57-8591

戦没者などのご遺族の皆さまへ 第11回特別弔慰金が支給されます

令和2年が戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給しま

○請求期間 4月1日から3月31日まで

※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

○対象者 戦没者の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた(基本的に同一の戸籍に入っていた)人に限ります。

○3、4については、戦没者の死亡時に生まれていることが、前提となります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債(年額5万円)

第1回目償還日 令和3年4月15日

以後毎年4月15日以降、償還先郵便局等において受け取りができます。

※償還日が過ぎたものは、まとめてお受け取りができます。

問 福祉課 福祉係 ☎57-8503

町では地球温暖化防止のためにその対策を12回に分けてお届けします

私たちの生活と地球温暖化

第1回

「地球温暖化」ってなんだ?

地球の気温が少しずつ高くなっているのが「地球温暖化」。熊本は100年間に1.83℃上がりました。北極では、1990年と今を比べると3℃も高くなっています。健康を害する心配がある他、お米や野菜、果物の生産や漁業にも影響が出て困ったことになります。また、強く大きな台風、大雨、洪水などの異常気象による被害が多くなることが予想されます。



「地球温暖化」は、私たちが天然ガスや石炭で発電した電気を使うことや、自動車や石油ストーブなどを使用したときに出るガス(二酸化炭素:CO₂)が主な原因と言われており、世界中で対策が進められています。南関町の廃てんぷら油をディーゼルエンジンの燃料にする活動は、地球温暖化対策の一つです。

熊本県地球温暖化防止活動推進センター(NPO法人くまもと温暖化対策センター) ☎096-273-9034

申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限は4月16日木まで

玉名税務署では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税(および復興特別所得税)、贈与税および個人事業者の所得税(および地方消費税)の申告期限・納期期限について、**4月16日木まで延長します。**

なお、役場税務住民課でも同日まで申告所得税を受け付けます。

問 ▽玉名税務署 ☎72-2125

▽税務住民課 住民税係 ☎57-8549